四日市市上下水道局管理規程第３号

四日市市水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める

令和８年３月３１日

四日市市上下水道事業管理者　伴　光

四日市市水道事業会計規程の一部を改正する規程

四日市市水道事業会計規程（平成５年四日市市水道局管理規程第４号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（資金前渡） 第４１条　地方公営企業法施行令(昭和２７年政令第４０３号。以下「令」という。)第２１条の５第１項第１５号の規定に基づき資金前渡をすることができる経費は、次の各号に掲げるものとする。 (1)から(4)まで　（略） (5) 郵便切手類、国が発行する印紙、都道府県が発行する証紙その他これらに類するものの購入に要する経費 (6)　（略） (7)　（略） (8)　（略） （貸倒引当金の計上） 第１０３条　貸倒引当金の計上は、一般債権については未収金に係る不能欠損額の見込みにより、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に算定した見込みにより回収不能見込額を算出する。	（資金前渡） 第４１条　地方公営企業法施行令(昭和２７年政令第４０３号。以下「令」という。)第２１条の５第１項第１５号の規定に基づき資金前渡をすることができる経費は、次の各号に掲げるものとする。 (1)から(4)まで　（略） (5)　（略） (6)　（略） (7)　（略） （貸倒引当金の計上） 第１０３条　貸倒引当金の計上は、貸倒実績率により算出した回収不能見込額とする。

（合議） 第１１４条　主管課長は、次の各号に掲げる事項については、別に定めるものを除くほか、経営企画課長に合議するものとする。 (1)から(4)まで　（略） (5)　１件１００万円を超える委託料、修繕費（工事に限る。）、工事請負費及び調査費の施行 (6)　１件１５０万円を超える修繕費（建築営繕に限る。）の施行 (7)から(9)まで　（略）	（合議） 第１１４条　主管課長は、次の各号に掲げる事項については、別に定めるものを除くほか、経営企画課長に合議するものとする。 (1)から(4)まで　（略） (5)　１件５０万円を超える委託料、修繕費（工事に限る。）、工事請負費及び調査費の施行 (6)　１件１００万円を超える修繕費（建築営繕に限る。）の施行 (7)から(9)まで　（略）

改正後

別表第２（第１７条関係）

（２）　費用勘定

款	項	目	節	科目区分の説明
水道事業費用				
	営業費用	（略）		
		総係費	（略）	
			貸倒引当金繰入	貸倒引当金として計上するための繰入額
			貸倒損失	未収金の回収不能による損失
			雑費	
		（略）		
	（略）			

改正前

別表第２（第１７条関係）

（２）　費用勘定

款	項	目	節	科目区分の説明
水道事業費用				
	営業費用	（略）		
		総係費	（略）	
			貸倒引当金繰入	貸倒引当金として計上するための繰入額
			雑費	
		（略）		
	（略）			

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

（上下水道局管理部経営企画課）